

床点検口

1. 評価対象

コンクリート床スラブ用とし、主に一般庁舎等の屋内および外部玄関ポーチ部分の歩行用を対象とする。また、寸法は、600 mm 角程度までとする。

2. 区分

(1) 使用区分

屋内外用	屋外および屋内の水掛り部分並びに多湿な箇所の床に設けるもので、特に防錆措置を講じた製品。
屋内用	上記以外で一般室内等の床に設ける製品。

(2) 機能区分

一般形	パッキンを装着しないものおよびがたつき防止用パッキンを装着したもの。
密閉形	ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したもの。

3. 品質・性能等

- (1) 品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- (2) 主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- (3) 性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

4. 評価名簿詳細事項

材料の使用区分、機能区分等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。

床点検口

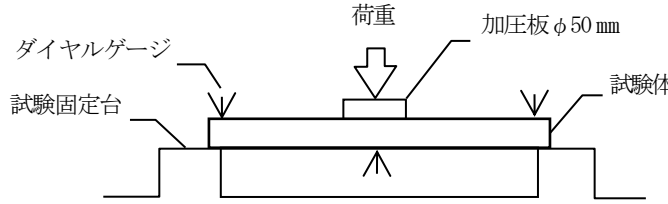
評価内容（別紙）

項目			品質・性能	備考		
材 料	屋内外用	アルミニウム・アルミニウム合金押出形材の場合	材 質	JIS H 4100 による A6063S-T5、またはこれと同等の性能を有するもの。		
			表面処理	JIS H 8602 による B または JIS H 8601 の AA15、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。		
		ステンレス鋼板の場合	材 質	JIS G 4305 による SUS304、SUS430J1L、SUS443J1、またはこれらと同等の性能を有するもの。		
			表面仕上	[申請者の規定による。]		
		屋内用	アルミニウム・アルミニウム合金押出形材の場合	材 質	屋内外用に同じ。	
				表面処理		
	ステンレス鋼板の場合		材 質	屋内外用に同じ。		
			表面仕上			
	鋼板の場合		材 質	JIS G 3101、JIS G 3131、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3312 または JIS G 3313 による鋼板もしくはこれと同等の性能を有するもの。		
			防錆処理	メラミン樹脂焼付塗装、水系さび止めペイント等の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの。		
	二重蓋の場合の中蓋用	アルミニウム・アルミニウム合金押出形材の場合	材 質	屋内外用に同じ。		
			表面処理			
		ステンレス鋼板の場合	材 質	屋内外用に同じ。		
			表面仕上			
		鋼板の場合	材 質	屋内用に同じ。		
			防錆処理			
	鋳鉄の場合	材 質	JIS G 5501 による FC150、FC200			
	上記以外の場合	材 質	塩化ビニル樹脂製等			
目地材	黄銅製の場合	材 質	JIS H 3100 による C2600、C2720、C2801 または JIS H 3250 による C3602B、C3604B、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。			
	ステンレス鋼板の場合	材 質	JIS G 4305 による SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 または JIS G 4308 による SUS304、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。			
		表面仕上	[申請者の規定による。]			

床点検口

項目		品質・性能		備考		
材 料 (続 き)	底 板 材、 受 け 枠 材・ 蓋 枠 材の コー ナ ー ピ ー ス、 底 板 補 強 材	屋 内 外 用	アルミニウム 板 の 場 合	材 質	JIS H 4000 による A1100P H24、または同等の性能を有するもの。	
			表面処理	JIS H 8602 による B または JIS H 8601 に規定する AA15、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。		
			ステンレス 鋼板の場 合	材 質	JIS G 4305 による SUS304、SUS430J1L、SUS443J1 または JIS G 4308 による SUS304、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。	
		表面仕上	[申請者の規定による。]			
		上 記 以 外 の 場 合	材 質	充填用で補強材およびコーナーピースの類がモルタル内に埋め込まれる場合は、鋼板も可とする。		
		屋 内 用	アルミニウム 板 の 場 合	材 質	屋内外用に同じ。	
	表面処理					
	ステンレス 鋼板の場 合		材 質	屋内外用に同じ。		
			表面仕上			
	鋼板の場 合		材 質	JIS G 3101、JIS G 3131、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3312 または JIS G 3313 による鋼板もしくはこれと同等の性能を有するもの。		
			防錆処理	メラミン樹脂焼付塗装、水系さび止めペイント等の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの。		
	そ の 他	パッキン材	材 質	塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロブレン、スポンジラバーおよびエチレンプロピレン等外枠と蓋枠の材質、形状に適する弾力性および密着性を有するもの。		
		アンカー材	材 質	鋼板に電気亜鉛めっきまたは防錆塗装を行ったもの、または同等の防錆性能を有するもの。		
			防錆処理			
取 手		材 質	黄銅鋳物製、黄銅製、アルミニウム押出型材・合金鋳物製、ステンレス鋼鋳鋼品、ステンレス鋼材製など堅牢な材質とする。合成樹脂製などは、ステンレス鋼材、アルミニウム押出型材等で表面を被覆し、衝撃による変形、割れが生じない構造のもの。			
錠	材 質	黄製、ステンレス鋼製、亜鉛合金製（クロムめっき）の類。				

床点検口

項 目		品 質 ・ 性 能	備 考								
品 質	構 造 等	加 工	受け枠・蓋枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。								
		組 立	受け枠・蓋枠とも四隅の接続部を溶接接合および留付補強材などにより留付けた堅牢な構造であること。								
		構 造	閉鎖状態において蓋枠と受け枠に面外の目違いのない構造であること。また、蓋と受け枠の接触部は、歪みがなく歩行などに際してがたつきその他の支障が生じない構造であること。								
		施錠・開錠	錠付きの場合の施錠・開錠は、鍵または開閉用ハンドル式とする。								
		アンカー	四周均等かつ堅固に固定できる位置にあること。								
寸 法	製 品 の 許 容 差	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 位</th> <th style="text-align: center;">製品の許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受 け 枠 寸 法</td> <td style="text-align: center;">± 0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">蓋 枠 寸 法</td> <td style="text-align: center;">± 0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受け枠と蓋のクリアランス (片側)</td> <td style="text-align: center;">2.0以内</td> </tr> </tbody> </table>	部 位	製品の許容差 (mm)	受 け 枠 寸 法	± 0.5	蓋 枠 寸 法	± 0.5	受け枠と蓋のクリアランス (片側)	2.0以内	
部 位	製品の許容差 (mm)										
受 け 枠 寸 法	± 0.5										
蓋 枠 寸 法	± 0.5										
受け枠と蓋のクリアランス (片側)	2.0以内										
性 能	耐 荷 重 性 能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧時 (1,000N)</td> <td>1. 蓋中央部の残留たわみが、有孔幅の0.08%以内 2. 受け枠・蓋その他に、使用上の支障がない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">破壊 (終局) 荷重</td> <td>2,000N 以上</td> </tr> </tbody> </table>	加圧時 (1,000N)	1. 蓋中央部の残留たわみが、有孔幅の0.08%以内 2. 受け枠・蓋その他に、使用上の支障がない	破壊 (終局) 荷重	2,000N 以上					
加圧時 (1,000N)	1. 蓋中央部の残留たわみが、有孔幅の0.08%以内 2. 受け枠・蓋その他に、使用上の支障がない										
破壊 (終局) 荷重	2,000N 以上										
試 験 方 法	<p>耐荷重試験</p> <p>1. 試験体</p> <p>(1) 仕上区分は、申請品が張物用の場合は張物用、充填用の場合は充填用とする。</p> <p>(2) 材質は、受け枠・蓋枠と底板材等の組合せが異なる申請品ごととする。</p> <p>(3) 仕上区分または材質が同じ申請品が複数の場合は、性能が最も劣るものとする。その場合、性能が最も劣る理由書を添付する。</p> <p>(4) 大きさは、600mm角程度とする。</p> <p>(5) 枠見込みは、原則として、40mm程度とする。</p> <p>(6) 張物用の場合は仕上げ材がない状態で、充填用の場合はモルタルのみ充填した状態で試験を実施する。</p> <p>(7) (1) から (6) については、2024年度から適用することとし、それ以前に評価を取得した製品には適用しない。</p> <p>2. 試験</p> <p>(1) ふた枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。</p> <p>(2) 本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。</p> <p>(3) 本試験は、1,000Nまで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、試験体が破壊する(終局荷重)まで加圧する。</p> <p>3. 記録</p> <p>加圧が200N増すごとに1,000Nまで、たわみと受け枠の変形その他の異常について、3回とも、荷重ごとに記録する。また、破壊(終局)荷重を記録する。</p> <div style="text-align: center;">  </div>										